平成２２年（フ）第２７号
京都府舞鶴市字倉谷1749番地セリエ201号
債務者　広田和子こと　鄭　　和子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
香川県高松市新田町甲2719番地ケアハウスサンリッチ屋島310号
債務者　植野美枝子（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１３９号
香川県高松市栗林町２丁目20番12ハイツ栗林202号
債務者　山本勝男こと　崔　　功會
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４６号
香川県高松市香西南町458番地
債務者　井原　　稔
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２５号
山形県鶴岡市岡山92番地
債務者　佐藤みつ子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第７５号
福島県会津若松市西七日町10番７号
債務者　坂内　忠彦
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
新潟県新潟市中央区海辺町１番町3786番地16、前住所新潟県新潟市西区寺尾上２丁目１番25号
債務者　石田　武威
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６１号
新潟市東区河渡１丁目４番45号
債務者　永井　博子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９９号
新潟市中央区本馬越２丁目22番１号　メゾン弥生201号、前住所新潟市中央区南笹口１丁目11番９号　豊マンション305号
債務者　日野　　聰
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９０号
愛知県稲沢市堀田町浦11番地　市営住宅堀田団地２―11
債務者　大場　光男
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第９１号
愛知県稲沢市堀田町浦11番地　市営住宅堀田団地２―11
債務者　大場　敏子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１３６号
愛知県稲沢市井之口北畑町296番地　フォーブル稲沢203
債務者　佐藤　　穂
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１４５号
愛知県一宮市大和町馬引2188番地３
債務者　小原かおる
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１６５号
愛知県稲沢市平和町須ケ谷郷521番地
債務者　荻原　智子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２１８５号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１―１棟１―５号
債務者　久世　力也
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４９０号
京都府城陽市寺田袋尻27番地の９　ヴィラ21　203号
債務者　木村　美香
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
京都市下京区西洞院通仏光寺下る本柳水町786番地　サア・カディアン603
債務者　植松　秀美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係